

令和 2 年 6 月 12 日現在

機関番号：24402

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K13634

研究課題名（和文）刑事司法の機能性を理由とする手続権制約の許否-迅速性要請の意義の解明

研究課題名（英文）The Study of the Expediting of Trials

研究代表者

松倉 治代（MATSUKURA, Haruyo）

大阪市立大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：70637529

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,300,000円

研究成果の概要（和文）：当事者主義を採用する日本の刑事訴訟を被疑者・被告人の主体性を保障する公正な手続とするためには、刑事手続における迅速性の要請の意義は、司法に対して向けられた遅延禁止と解すべきで、被告人に対して迅速な手続への協力を義務付けるべきではなく、正当・公正な手続の要請に対して副次的な位置づけとし、その限界を、被疑者・被告人及びその弁護人に対して保障された手続権にあることを重視することが必要である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

迅速性の要請の公的側面及びその結果として被告人も利益を享受することを理由として裁判の迅速化を図ろうとする裁判所と、手続主体として防御権を積極的に行使することを望む被疑者・被告人及びその弁護人が衝突する場面において、精密司法的な実務であることを前提とし、当事者主義を採用する日本の刑事訴訟を被告人の主体性を保障する公正な手続とするために、正当・公正な手続の要請との関係から、刑事手続における迅速性の要請の現代的意義を再考する。

研究成果の概要（英文）：The expediting of trials has an important meaning for criminal procedure in Japan as “no delay that is directed toward the judiciary” and is secondary for the fair-trial.

研究分野：刑事手続

キーワード：迅速性の要請 迅速な裁判 公正な裁判 nemo tenetur原則 証拠調べ請求権

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

憲法 38 条 1 項が自己負罪拒否特権を、刑事訴訟法 198 条 2 項、291 条 3 項及び 311 条が被疑者・被告人に対して利益・不利益を問わず包括的に供述を拒否する権利(黙秘権、供述拒否権)を保障する。これは、被疑者・被告人にとって最重要の防御権の 1 つであり、その歴史は非常に古い。弾劾主義的刑事手続の根幹に位置し、手続全般に関わる本質的原理である。

他方、供述拒否権は、一般的に理解されにくい。なぜならば、「真犯人は正直に自白すべきだ。無実ならアリバイを証明すべきだ。やましいことがあるから黙秘する」という見方が存在するからである。

この点、供述拒否権の起源は、拷問や糾問主義的刑事手続という歴史的反省にあり、国家と市民(被疑者・被告人)との関係性や供述証拠の特殊性ゆえに、絶対的に保障されるものであるが、なぜ法が被疑者・被告人に対して供述拒否権を保障するのか、という基本問題に関する理論的・歴史的研究はこれまで十分になされてきたとはいえない。

被疑者・被告人の供述に依存した真相解明や刑事司法の効率性の重視に傾きすぎれば、結果、執拗な追及といった事実上の供述強制による供述獲得や冤罪の危険性が生じる。実際、再審無罪判決が出された足利事件や布川事件、検察官による証拠改竄事件等における取調べのあり方に対する批判が高まる近年、刑事手続における基本原則の丁寧かつ正確な説明の必要性が増している。従来の「精密司法」の改善を求める立場は、この取調べへの過度の依存とともに公判中心主義の再生も求め、これは 2001 年司法制度改革審議会意見書にある「裁判の充実・迅速化」につながる。その意味で、裁判の迅速性について、機能性の高い刑事司法の実現という国家側の利益を維持しつつ、憲法及び刑事訴訟法による被告人の防禦権が実効的に保障される制度設計が求められている。

2. 研究の目的

本研究は、「刑事司法の機能性を理由に、被疑者・被告人及びその弁護人に保障された手続権を制約することは許されるのか。許されないとするとその根拠は何か」という問題を検討するものである。刑事司法の機能性(die Funktionstüchtigkeit der Strafrechtspflege という概念は、ドイツ刑事手続において、効果的な刑事訴追や訴訟経済の意で用いられることが多いが、その内容について議論のあるところである(Winfried Hassemer, Die Funktionstüchtigkeit der Strafrechtspflege ein neuer Rechtsbegriff?, StV 1982, SS.275-280 等)。この概念をめぐる議論を日本に紹介することにより、迅速裁判の要請につき、公正・適正をベースとした迅速裁判の実現を可能にする制度設計への示唆を提供できると思われる。

なお、報告者による研究の全体構想は、憲法 38 条 1 項および刑事訴訟法が保障する Nemo tenetur 原則(何人も自己負罪する必要はない)の存在根拠と理論を検討し、憲法的意義を有する同原則の実質的・内在的確立と実効的保障の基盤を得ようとするものである。本研究は、これまでわが国において自己負罪拒否特権(黙秘権)と呼ばれてきた権利をラテン語法語に由来する Nemo tenetur 原則という上位概念を用いて行う。それによって日本において被疑者・被告人の一権利と位置づけられてきたこの権利を、捜査のあり方や証拠法、公判の運用にも影響を及ぼし、日本の刑事手続全体を方向づける法原則として再構成することを試みる研究の一部である。

3. 研究の方法

国内の先行研究を整理するとともに、ドイツの刑事手続を比較法対象として、その議論動向を調査・分析する。近年、ドイツでは、連邦通常裁判所及び連邦憲法裁判所が、証拠調べ請求権等複数の領域において、迅速な裁判の要請(刑事司法の機能性)を理由に、被告人及びその弁護人の手続権を制限する判断を示しており、これに対する批判的検討が学説を中心に展開され、活発な議論がなされている(2010 年ドイツ法曹大会(DJT)のテーマにもなった)。この比較法研究を手がかりに、日本において、刑事司法の機能性を根拠として被疑者・被告人及びその弁護人の手続権を制約することの許否、許されないのであればその理由を明らかにする。

4. 研究成果

本研究期間中、第 2 子の産前体調不良による自宅休養・産前産後休暇・育児休業の期間をへさんだ(2017 年 4 月 29 日~2018 年 3 月 31 日)。これに伴い、研究計画を見直し、緩やかな進捗となった。そのような中下記成果を示すことができたのは、所属機関である大阪市大法学部の同僚及びスタッフの支援のおかげである。

ドイツの連邦通常裁判所第 5 刑事部 2005 年 6 月 14 日決定、同第 1 刑事部 2007 年 5 月 9 日決定、同刑事部 2008 年 9 月 23 日決定、同第 5 刑事部 2009 年 7 月 9 日決定、連邦憲法裁判所第 2 法廷 2009 年 10 月 6 日決定を紹介し、一連の判例において、証拠調べ請求に対する期限設定のアプローチを、訴訟を遅延させる意図についての証明を軽減するために用いていることを紹介した。

その上で、一連の判例が採る、被告人及びその弁護人の証拠調べ請求権を制限しうる期限設定アプローチに対する批判的検討を示した。ここでの問題は、「機能性の高い刑事司法」「刑事司法の機能性」という概念を根拠として、被告人の証拠調べ請求権の行使を制限することは許容されるか、という点にある。

「機能性の高い刑事司法」は、民主主義的法理国家の前提であり、実体法の達成に不可欠であ

る。しかし、これは、刑事手続の主体である被疑者・被告人の権利の保持と必要な時間内のできるかぎりの真実探求のもと、清網判断を達成し、法的平和を創出するという目的のもとにあり、法的平和の回復は、法によって保障された防御権が承認されたうえでなされた有罪判決によって達成されるという。

ドイツにおいて、迅速性の要請は、その法的側面につき、人身の自由の不可侵（基本法2条2項2文）及び法治国家原理（同20条3項）から、権利的側面につき、法理国家原理によって基礎づけられた比例原則と結びついた一般的人格権（同2条1項）に劣づく公正な手続を受ける権利から導かれると解されている。また、欧州人権条約6条1項が、適切な期間内に審理を受ける被疑者・被告人の権利として明文化しており、ドイツの刑事手続においても被告人にとって有利に顧慮される。この刑事手続における迅速性要請は、刑事手続に付されるにあたって避けることのできない被疑者・被告人側の負担をできるかぎり時間的に限定し、被疑者を保護する目的を持っており、判例が採る期限限定アプローチのように被疑者・被告人の権利を制限する根拠とはなりえないとされる。

「公正な手続」とは、迅速な裁判を意味するだけでなく、手続関係者を手続の客体として扱わない手続を意味する。法は、被疑者・被告人に対して様々な手続権を保障することによって、裁判所、検察官、被告人との間でバランスをとるとともに、被疑者・被告人の主体的地位を強調する。一般に、被疑者・被告人が手続権を行使すれば、その手続にはより多くの時間を要する傾向がある。それは、証拠調べ請求権の行使に限ったことではない。被告人又はその弁護人が、訴訟法又は法治国家に適合するように手続権を行使するかぎり、迅速性の要請との衝突はない。その意味で、迅速性要請における公的利益の側面は、被告人及びその弁護人の訴訟法に合致する権利に、その限界を見出さなければならないとされる。

さらに、迅速性を義務付けられるのは、国家であり、その意義は「司法に対して向けられた遅延禁止」であると説明される。迅速性の要請は、手続関係者に時間を節約するような訴訟態度を促す一般的手続原則ではない。

迅速な裁判を実現するために人的・物的資源を整えるという国家に対して向けられた義務について、その不全を被疑者・被告人の権利を制限することによって補うことは許されない。その意味で、迅速性要請の公的利益の観点からは、性急な手続処理を事実正当な手続結果よりも要求しておらず、正当・公正な手続の要請に対して副次的な位置にあるとされる。

ドイツにおける迅速性要請と証拠調べ請求権をめぐる以上の議論が、職権主義を採用する公判手続を前提としていること等、日本との差異を踏まえつつ、日本の議論へ示唆を得るとすれば、被告人が法によって保障された手続権を行使するとともに防御のための十分な準備を行うことができるという前提のもとで、できるかぎり早期の終結を目指すべきであって、早期の終結のために被告人に保障された権利が制限されるべきではないであろう。精密司法的な実務であることを前提とし、当事者主義を採用する日本の刑事訴訟を被告人の主体性を保障する公正な手続とするためには、刑事手続における迅速性の要請について、被告人に対して迅速な手続への協力を義務付けるべきではなく、正当・公正な手続の要請に対して副次的な位置づけとし、その限界を、被疑者・被告人及びその弁護人に対して保障された手続権にあることを重視することが必要であろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 松倉治代	4. 巻 28
2. 論文標題 井戸田刑事法学における被疑者取調べの位置づけと供述拒否権（特集）井戸田刑事法学の今日的意義	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 犯罪と刑罰	6. 最初と最後の頁 73-90
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松倉治代	4. 巻 719
2. 論文標題 最新判例批評・弁護人が勾留中の被告人に対し母親から預かった手紙を差し入れることを拘置所の職員が拒否したことが違法であるとして、弁護人の国家賠償請求が認められた事例（亀倉国賠事件）広島高判平成29年11月28日判時2364号45頁	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例評論	6. 最初と最後の頁 165-171
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松倉治代	4. 巻 65
2. 論文標題 「迅速な裁判」の意義 ドイツの刑事訴訟における証拠調べ請求権に対する制限をめぐる議論を手がかりとして ・大阪刑事訴訟法研究会編 井戸田侃先生追悼「井戸田刑訴法学の再検討」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 近畿大学法学	6. 最初と最後の頁 259-290
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 松倉治代	4. 巻 375・376
2. 論文標題 憲法38条1項の保護対象は「供述」に限られるか ドイツにおける呼気検査制度をめぐる議論を検討素材として	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 396-421
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 松倉治代	4. 巻 98
2. 論文標題 最新刑事判例を読む(8) 最一小判平30・5・10 平成29年(あ)第882号 邸宅侵入, 公然わいせつ被告事件 最一小判平30・5・10の検討	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 123-127
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 クラウス・ロクシン, ハンス・アッヘンバツハ原著, 光藤景皎, 吉田宣之編訳, 秋山栄一, 斎藤司, 谷脇真渡, 田淵浩二, 辻本典央, 松倉治代, 光藤景皎, 山名京子, 吉田宣之, 四條北斗共訳	4. 発行年 2017年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 424頁。うち, 193-216 (問278-問306), 331-342 (問446-問459) 担当
3. 書名 ドイツ刑事訴訟法演習 君の知識を試そう	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考